

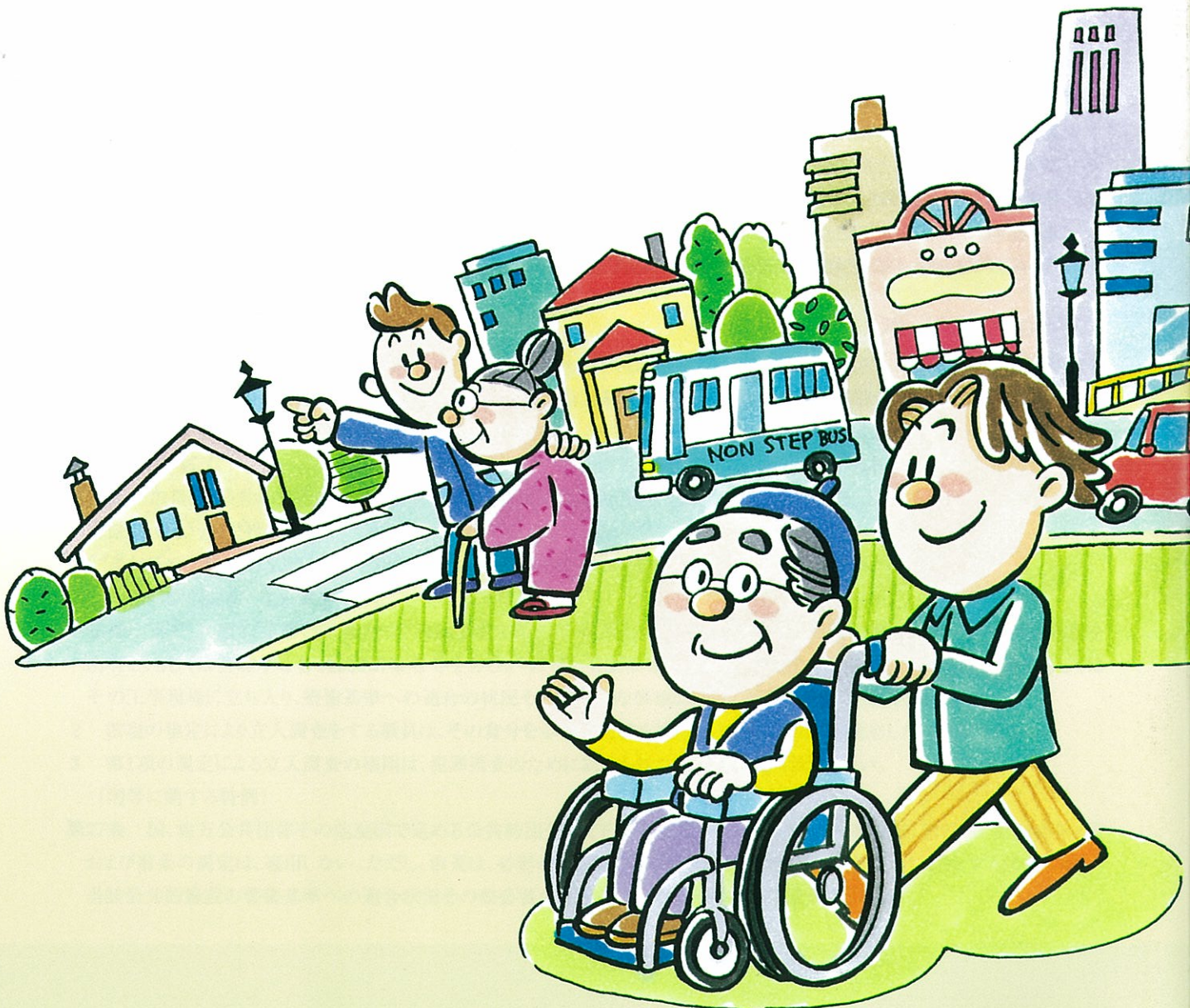


## 支え合いは整備だけではなく 気持ちが備わってカタチになります

便利で使いやすい施設の整備のほか、

心によって克服できる障壁もあります…

相互が伴って、わたしたちの「福祉のまち」が  
かたちづくられます。



福祉のまちづくり条例では、公共的施設の整備について整備基準を定め、公共的施設を所有・管理する方へ整備基準の遵守をお願いしていますが、障害のある人やお年寄りなどが使いやすい整備とはこの整備基準だけとは限りません。障害のある人やお年寄りが何か困っているような場面では、「お手伝いしましょうか?」といった一言が、何よりも温かく感じられることもあろうかと思えます。

すべての公共的施設において、整備基準に適合した整備がなされることが一番望ましいことではありますが、敷地の都合や建物自体の構造などのため、障害のある人やお年寄りなどにとって使いやすい整備ができない場面が出てくることもありますし、特に公共的施設を既に所有されている事業者の方には、すぐに施設を改修することはなかなか難しい面もあることと存じます。

でも、「整備ができないから…」で終わってよいのでしょうか。整備ができないからこそ、そこにいる人の心が大切になってくる場面もあるのです。温かい心を育てることは、すべての面での障壁を取り除くことの原点でもあります。



函館市福祉のまちづくり条例のあらまし

編集：函館市福祉部  
函館市東雲町4番13号  
電話 (0138)21-3289  
発行：函館市 平成16年3月  
企画・デザイン：株式会社プリントハウス